

告 示

埼玉県告示第二百九十八号

測量計画機関である飯能市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年三月十九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

飯能市

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業地域

飯能市大字岩沢地内

四 作業期間

令和三年四月一日から令和三年八月三十一日まで